

2014年（平成26年）9月6日

近時における商品先物取引業者の紛争事例について（No. 2）

先物取引被害全国研究会

代表幹事 斎藤英樹

事務局長 向來俊彦

1 不招請勧誘の禁止（D社以外の商品先物取引業者の紛争事例）

（1）業界最大手のD社の紛争事例は、別途、一覧表を作成していますので、

今回、それ以外の商品先物取引業者の近時における紛争事例を集めました。主として現在訴訟係属中の紛争事例を集めました。研究会の会員が受任（受任予定を含む）している事件だけで約30件に及びます。

（2）これらの紛争事例に特徴的な点は、法改正前においては、まさに不招請勧誘が行われ、執拗に勧誘されてやむなく取引を開始させられた事例が多く、法改正後においては、金・白金の地金取引あるいはスマートCXなどの勧誘を行った後に（本人が通常の商品先物取引に興味を示したなどと理由をつけて）通常の商品先物取引を勧誘するなど、不招請勧誘の禁止を潜脱する事例が多くみられます。

2 被害者の年齢層

被害者の年齢は、一般的には高齢者が多いと言われていますが、別紙一覧表では、比較的若年層の被害者が多くみられます。30歳代・40歳代の被害者も、言葉巧みに勧誘され、取引に引き込まれています。70歳以上の高齢者を手厚く保護することも大事ですが、70歳以上の高齢者のみを保護するだけでは足りないといえます。

3 「理解度確認書面」の作成が無意味であること

「理解度確認書面」を作成することによってチェックを行っても無意味です。

なぜなら、別紙一覧表記載のうち、少なくとも12、13、14の紛争事例において、業者は、口座開設申込書の年収、資産、投資可能金額欄でさえも、誘導することによって事実と異なる金額を記入させています。まして理解度確認書面において、業者が、顧客に損益計算の結果を教えたり、「理解した」と書くように誘導することは、極めて容易なことだからです。

このことは、業界最大手のD社の紛争事例においても、多数の裁判例において認められています。